

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）PFI アドバイザリー業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

第1 案件名称

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）PFI アドバイザリー業務委託

第2 業務内容に関する事項

1 事業目的と概要

本業務は、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）を運営するのに最も相応しい運営予定事業者を先行して募集・選定し、その後、運営予定事業者の支援を得ながら、PFI（BT0）方式により新施設の設計、建設、維持管理・運営を行う民間事業者を募集・選定するにあたり、PFI アドバイザーによる専門的な支援を受けながら、当該募集・選定を確実かつ効率的に実施することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つ類似施設における PPP/PFI 事業に関するノウハウや、PPP/PFI に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

2 業務内容

具体的内容については、別紙1「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）PFI アドバイザリー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと

3 事業規模（契約上限額）

金 70,654 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 履行場所

本市指定場所

6 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、業務委託料に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。

7 発注者から提供する資料、貸与品等

現在の長居障がい者スポーツセンター及び早川福社会館の建築図面、障がい者スポーツセンター年報、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画並びに PFI 導入可能性調査の調査・検討資料その他業務に必要なデータ等を受注者に提供する。

第3 契約に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

2 委託料の支払

会計年度（初年度は契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日、以降は各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに、以下のとおりの金額を発注者の検査を得て受注者の請求に基づき部分払をすることとする。

（各年度支払金額）

令和 7 年度	契約金額の 10/34（ただし、千円未満は切り捨てる。）
令和 8 年度	契約金額の 12/34（ただし、千円未満は切り捨てる。）
令和 9 年度	契約金額の残額

3 契約書案

別紙 2「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

4 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

5 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)・(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札

等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 直近1か年において、本店所在地の市町村民税（東京都特別区の場合は都民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (6) 企画提案時において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は金融機関から取引の停止を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (7) 適切な情報セキュリティポリシーの策定及び情報管理体制が整備されていること
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(7)までの全ての条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

第5 制限事項

本事業の受注者（再委託先を含む。）及びこれらのいずれかの者と資本面又は人事面において関連のある者は、この契約の対象となる施設の整備等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条に規定する民間事業者の選定に応募することができないものとし、また、応募、又は応募しようとする民間事業者のコンサルタント等（この契約の対象となる施設の整備等に係るものに限る。）となってはならない。

第6 スケジュール

公募開始	令和7年4月2日（水）
質問受付締切	令和7年4月17日（木）
質問に対する回答	令和7年4月25日（金）（予定）

参加資格申請書及び企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 5 月 16 日（金）
選定結果通知	令和 7 年 5 月下旬（予定）
契約締結・事業開始	令和 7 年 6 月上旬（予定）
事業完了	令和 10 年 3 月 31 日（金）

第 7 応募手続き等に関する事項

1 質問の受付・回答

(1) 受付期間

公募開始から令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時 30 分まで

(2) 提出方法

別紙 3「質問書」に記載のうえ、「第 10 提出先、問合せ先」に提出すること。

提出方法は、窓口、郵送、FAX、電子メール（Eメール）のいずれかとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

※ 窓口に提出する以外の方法で提出した場合は、到着の電話確認を行うこと

※ 窓口での提出の場合は、上記(1)の期間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（午後 0 時 15 分から 1 時までを除く。）とする。

※ 電子メール（Eメール）による提出の場合の電子メールの件名は、「【質問】新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）PFI アドバイザリー業務委託」とすること

(3) 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 7 年 4 月 25 日（金）【予定】に福祉局ホームページにて行う。

2 参加申請書・企画提案書の受付

(1) 提出書類

ア 参加申請書

A 公募型プロポーザル参加申請書（単独法人の場合は様式 1－1、共同事業体の場合は様式 1－2）

B 共同事業体届出書兼委任状（様式 2）（共同事業体の場合のみ提出必要）

C 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 3）

D 情報セキュリティポリシーに関する資料（様式自由）

E 使用印鑑届（様式 4）

F 印鑑証明書（申請時点で発行から 3 か月以内のもので、原本で提出）

G 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約。申請時点で 3 か月以内のもので、写しでの提出も可）

H 直近 1 か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（申請時点で発行から 3 か月以内のもので、写しでの提出も可）

I 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可）（申請時点で発行から 3 か月以内のもので、写しでの提出も可）

J 直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

K 共同事業体協定書（写し）（共同事業体の場合のみ提出必要）

※ H及びIは、未納の額が無いことがわかるものであること。

ただし、会社設立1年未満や非課税のため、納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を添付すること。

※ C～D及びG～Jは、共同事業体の構成員となるすべての事業者についても提出すること。

※ E～Jは、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式1－1又は様式2に承認番号を記載すること）。

イ 企画提案書

公募型プロポーザル企画提案書（様式5）

（企画提案書の項目）

- ・ 業務の実施方針
- ・ テーマ別の企画提案
- ・ 業務の工程表
- ・ 業務の実施体制
- ・ 業務の実績
- ・ 提案見積額

※ 企画提案書に注記する必要資料の写しを添付すること

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

※ 副本は事業者名を特定できる箇所（事業者名、所在地、代表者名、代表者印、ロゴマーク等（担当者名は除く））にマスキング等の処理を行うこと

※ 正本、副本ともに、目次を添付のうえ、インデックスを貼付すること

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

ア 上記(1)の提出書類を「第10 提出先、問合せ先」の窓口に出すこと。

イ 郵送での提出を可とするが、事前に「第10 提出先、問合せ先」の担当者に電話で報告のうえ、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行うこと。なお、FAX、電子メール（Eメール）による提出はできない。

ウ 窓口での提出の場合は、上記(3)の期限内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から1時までを除く。）とする。

第8 選定に関する事項

1 選定方法

選定については、選定会議を開催し、下記3の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。選定会議のメンバーについては、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

選定会議ではプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

2 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和 7 年 5 月 16 日（金）

(2) 実施場所

大阪市役所【予定】

（大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号）

(3) 実施方法等

ア 実施内容

第 7. 2(1)の提出書類をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

イ 実施時間

1 者 30 分程度（うち説明 15 分以内、質疑応答 15 分程度）とする。

ウ 出席者

1 者あたり 3 名以内とし、プレゼンテーションは本業務の主担当者となる者が中心となって実施すること

エ その他

参加資格の決定及びプレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細は、提案者に対して、様式 1－1 又は 1－2 に記載の担当者メールアドレスあてに E メールにて別途通知する。

3 選定基準・方法

項目	基準	配点
実施方針	本業務の目的等を理解したうえでの実施方針になっているか。	30 点
企画提案	企画提案内容の着眼点を適切に捉え、有益な企画提案となっているか。	30 点
実行性	業務の工程の計画性、実施体制及び実績から、業務の実行性が確保できているか。	30 点
事業費及び積算根拠などの妥当性	企画提案書の内容に対して、妥当な経費及び積算根拠が示されているか。	10 点
合計点（選定会議メンバー 1 人あたり）		100 点

(1) 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議メンバーの意見を聴取したうえで評価を実施し、選定会議メンバー全員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

(2) 合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

ア 「企画提案」、「実行性」、「実施方針」の順に点数が高い提案者を受注予定者とする。

イ 上記アの点数も同じ場合、くじ引きにより受注予定者を決定する。

(3) 合計点が最も高い提案者の評価において、選定会議メンバー 1 人でも合計点が 50 点未満である

場合又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

- (4) 選定会議において、提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断した場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

4 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- (2) 同一参加者が複数の提案を行うこと
- (3) 選定会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (4) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (8) 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (9) プレゼンテーション審査を欠席すること
- (10) 見積書に記載の額が第2. 3の契約上限額を超えているもの

5 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、福祉局ホームページに掲載する。

第9 その他

- 1 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- 2 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 3 すべての企画提案書は返却しない。
- 4 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- 5 期限後の提出、提出された企画提案書の全部又は一部の差し替え等は認めない。
- 6 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

第10 提出先、問合せ先

担 当 : 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
住 所 : 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所6階
電 話 : 06-6208-8075
F A X : 06-6202-6962
E メール : fa0025@city.osaka.lg.jp